

知財部会の設置に関する指針

平成31年1月29日

S I P 光・量子を活用したSociety5.0実現化技術知財委員会

1. 知財部会の設置

- ・研究責任者の所属機関に知財部会を設置する。
- ・知財部会の部会長は研究責任者とする。
- ・知財部会の委員は共同研究機関の代表を含む少なくとも1名以上を選出する。
- ・知財部会の定足数及び議決の方法については、部会長が決するものとする。

2. 知財部会の審議事項

- ・研究課題における共同研究開発で得られた成果の論文発表・学会発表・報道発表等公表の取扱いに関する協議、方針決定
- ・研究課題における共同研究開発で得られた成果の知的財産権の出願・申請・維持等の取扱いに関する協議、方針決定
- ・その他部会長が必要と認める事項に関する協議

3. 知財委員会の活用

- ・第2項の知財部会において未決となった事項について、必要に応じS I P 光・量子を活用したSociety5.0実現化技術知財委員会に調整の場を要請する。

4. 知財委員会への報告

- ・第2項の知財部会における協議結果をS I P 光・量子を活用したSociety5.0実現化技術知財委員会事務局に報告する。